

埼玉県押印見直し基準

令和3年1月

企画財政部

用語の定義、押印見直しの対象となる手続、対応方針

行政手続における県民等の負担を軽減し、利便性を向上するため、次のとおり押印を見直す。

用語の定義

	定義
登記印*	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。代表者印。
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。実印。 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。銀行印。 ③その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑
認印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。三文判や角印
法令等	法律、政令、省令、告示、国の定める要綱、要領、通知等
条例等	条例、規則、規程、県の定める要綱、要領、通知等
署名	自署すること
記名	氏名を記載すること

※ 行政機関の公印は登記印に準じる。

押印見直しの対象となる手続

	定義
行政手続	国の法令等、県の条例等又は慣行により押印を求めている手続で、県民、事業者又は市町村等（市町村、一部事務組合等の行政機関）から県に対して行われる申請、届出、報告等の全ての手続
内部手続	行政内部の手続（会計手続、人事手続等。会計手続の中には、契約など県民や事業者との間の手続も含まれており、本基準ではそれらも含めて内部手続とする。）

対応方針

・国においては、14,992 手続のうち、14,909 手続（99.4%）について、押印廃止の決定、又は廃止の方向で準備することとなった。認印は全廃され、押印が存続する83手続は、いずれも印鑑証明書が必要なものや、登記印・登録印となっている。

・本県においても、こうした国の取組を踏まえ、認印は廃止する。登記印・登録印についても、印鑑証明書の提出を求めており、印鑑照合を行う必要があるもの等、真に押印が必要な手続を除き、原則として押印の義務付けを廃止する（以下「押印を廃止」という。）。

・また、署名についても、一連の手続の中で同時に求められることが多いことから、併せて見直しを行う。

・上記を踏まえ、押印を求めている根拠に応じ、以下のとおり押印を見直す。

国の法令等により押印を求めているもの

・国においては、必要な法案・政省令等の改正が行われる。施行の際には、所管省庁から関係する地方公共団体に対して施行通知や事務連絡等が発出されるので、必要となる条例等の改正、様式変更、関係者への周知等を行う。

県の条例等や慣行により押印を求めているもの

・行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性の有無、代替手段の有無等により判断する（P2 押印見直しの判断基準及びP370-チャートを参照）。

・署名についても、一連の手続の中で押印と同時に求められることが多いことから併せて見直しを行う（P4 署名見直しの判断基準を参照）。

・ただし、国の法令等に準じて、県で押印を求めているものについては、国の押印見直しの結果を基に対応する。

・見直し決定後、必要となる条例等の改正、様式変更、関係者への周知等を行う。 1

押印見直しの判断基準

県の条例等や慣行により押印を求めているものについては、以下の基準により、押印を見直すこと。

基準①：押印を求める趣旨の合理性の有無

・押印を求める趣旨として、以下3点が挙げられるので、その合理性をそれぞれ検討することにより押印見直しを行う。

【押印を求める趣旨】

趣旨	判断のポイント
本人確認（文書作成者の真正性確保）	本人確認の手法は多数存在する。
文書作成の真意確認	本人確認がされた「本人」からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価される。

■ 認印（登記印・登録印によらない押印）を求めているもの

・ 本人確認の手段としての効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、押印を廃止する。

■ 登記印・登録印の押印を求めているもの

・ 印鑑証明書の提出を求めておらず、印鑑照合を行っていない場合は、認印と同様に、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、原則として押印を廃止する。

・なお、制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明書の提出を求めらることも考えられる。

・ 印鑑証明書の提出を求めているものでも、必要以上に求めている場合は、印鑑証明書の提出を見直す。

➤ 押印を求める趣旨の合理性を欠く場合、押印を廃止（必要に応じ、右記の主な代替手段を参考に本人確認等を行う。）。

➤ 合理性がある場合は基準②へ

基準②：押印を求める趣旨の代替手段の有無

・押印を求める趣旨を代替する手段について検討する。

・主な代替手段として、電子申請・届出申請・届出サービスや継続的な関係がある者のeメールからの受信、本人確認書類の写しの受領等が考えられる。

・また、現行の手続の中で、本人確認書類の提出を求めている場合や実地調査等を行っている場合には、押印以外の手段で本人確認等が可能と考えられる。

主な代替手段

①オンライン申請

電子申請・届出サービス（ID/PW認証、マイナンバーカードでのオンライン認証（個人）、法務省の商業登記に基づく電子認証（法人）等が可能）

②メール申請

継続的な関係がある者のメールアドレス、職員用メールアドレスのやり取り

※メール受信に当たっては、埼玉県セキュリティポリシーの情報の送信の方針に準じて対応する。

③窓口・郵送申請

本人確認書類（マイナンバーカードの表面（写真のある方）、運転免許証等）の提示や写しの受領、電話による確認等

④現行手続で押印以外の手段で本人確認等が可能と考えられる例

- ・本人確認書類の提出を求めている場合
- ・面談、電話による従前からの継続的なやり取り又は事後のやり取り
- ・実地調査等を行っている場合

➤ 押印を求める趣旨を代替する手段 有：押印を廃止、無：押印存続

➤ 押印を存続させる場合は、県民へ説明できるよう理由を整理

押印見直しのフローチャート

県の条例等や慣行により押印を求めているもの

基準①：押印を求める趣旨の合理性の有無

【押印を求める趣旨】

趣旨	判断のポイント
本人確認（文書作成者の真正性確保）	本人確認の手法は多数存在する。
文書作成の真意確認	本人確認がされた「本人」からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価される。

合理性がある

合理性を欠く

【押印の効力】

趣旨に対する効力が大きい

趣旨に対する効力が限定的である。（小さい）

登記印／登録印
（照合あり）

真に必要がある場合は印鑑照合を行うことを検討

登記印／登録印
（照合せず）

認印

必要に応じ、主な代替手段を参考に本人確認等を行う。

押印を廃止

署名見直しへ

基準②：押印を求める趣旨の代替手段の有無

【主な代替手段】

①オンライン申請
電子申請・届出サービス（ID/PW認証、マイナンバーカードでのオンライン認証（個人）、法務省の商業登記に基づく電子認証（法人）等が可能）

②メール申請
継続的な関係がある者のメールアドレス、職員用アドレス同士のやり取り
※メール受信に当たっては、埼玉県セキュリティポリシーの情報の送信の考え方に準じて対応する。

③窓口・郵送申請

本人確認書類（マイナンバーカードの表面（写真のある方）、運転免許証等）の提示や写しの受領、電話による確認等

④現行手続で押印以外の手段で本人確認等が可能と考えられる例

- ・本人確認書類の提出を求めている場合
- ・面談、電話による従前からの継続的なやり取り又は事後のやり取り
- ・実地調査等を行っている場合

代替可能

代替不可

押印存続

押印を存続させる場合は、県民へ説明できるような理由を整理